

■ 基本報酬単価の変更（※ 詳細は、各サービスコード表を参照ください。）

○ 介護予防型訪問サービス・ターミナル支援型訪問サービス（従前相当サービス）

基本報酬	現行	改正後（R6.4～）	備考
1月当たり	事業対象者、要支援1・2 週1回程度の場合 1,176 単位	週1回程度で1月に4回を超える場合 1,176 単位	対象区分の 変更
	事業対象者、要支援1・2 週2回程度の場合 2,349 単位	週2回程度で1月に8回を超える場合 2,349 単位	
	要支援2 週2回超程度の場合 3,727 単位	週2回超程度で1月に12回を超える場合 3,727 単位	
1回当たり	事業対象者、要支援1・2 週1回程度の場合 268 単位	① 標準的な内容の指定相当訪問型サービスの場合 <u>287 単位</u>	新設 ※時間の規定は無し ※月当たり 上限 3,727 単位まで
	事業対象者、要支援1・2 週2回程度の場合 272 単位		
	要支援2 週2回超程度の場合 287 単位		
	—	② 生活援助が中心の場合 (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>179 単位</u>	新設 ※月当たり 上限 3,727 単位まで
	—	③ 生活援助が中心の場合 (2) 所要時間45分以上の場合 <u>220 単位</u>	新設 ※月当たり 上限 3,727 単位まで
	—	④ 短時間の身体介護が中心の場合 <u>163 単位</u>	新設 ※時間の規定は無し ※月当たり 上限 3,727 単位まで

■ 1回当たりの考え方について

1回当たりの単位は、②、③または④以外での利用の場合は①で算定する。1回当たりで考えた時に、②と④あるいは③と④など組合わせての算定は行わない。この場合は①で算定する。

○ 生活援助型訪問サービス（基準緩和型サービス）※提供時間：1回当たり 45 分～1 時間程度

基本報酬	現行	改正後（R6. 4～）	備考
1 月当たり	事業対象者、要支援 1・2 週 1 回程度の場合 957 単位	週 1 回程度で 1 月に 4 回を超える場合 <u>894 単位</u>	改定あり
	事業対象者、要支援 1・2 週 2 回程度の場合 1,912 単位	週 2 回程度で 1 月に 8 回を超える場合 <u>1,783 単位</u>	
	要支援 2 週 2 回超程度の場合 3,033 単位	週 2 回超程度で 1 月に 12 回を超える場合 <u>2,828 単位</u>	
1 回当たり	事業対象者、要支援 1・2 週 1 回程度の場合 218 単位	<u>218 単位</u>	※月当たり 上限 2,828 単位まで
	事業対象者、要支援 1・2 週 2 回程度の場合 221 単位		
	要支援 2 週 2 回超程度の場合 234 単位		

○ 介護予防型通所サービス（従前相当サービス）

基本報酬	現行	改正後（R6. 4～）	備考
1 月当たり	事業対象者、要支援 1 週 1 回程度の場合 1,672 単位	事業対象者・要支援 1 週 1 回程度の場合 <u>1,798 単位</u>	改定あり
	要支援 2 週 2 回程度の場合 3,428 単位	事業対象者（※やむを得ない場合のみ）・ 要支援 2 週 2 回程度の場合 <u>3,621 単位</u>	
1 回当たり	事業対象者、要支援 1 1 月に全部で 4 回まで 384 単位	事業対象者・要支援 1 1 月に全部で 4 回まで <u>436 単位</u>	
	要支援 2 1 月に全部で 8 回まで 395 単位	事業対象者（※やむを得ない場合のみ）・ 要支援 2 1 月に全部で 8 回まで <u>447 単位</u>	

○ トレーニング型通所サービス（基準緩和型サービス）

基本報酬	現行	改正後（R6. 4～）	備考
1 月当たり	事業対象者、要支援 1 週 1 回程度の場合 1,409 単位	事業対象者・要支援 1 週 1 回程度の場合 <u>1,523 単位</u>	改定あり
	要支援 2 週 2 回程度の場合 2,890 単位	事業対象者（※やむを得ない場合のみ）・ 要支援 2 週 2 回程度の場合 <u>3,067 単位</u>	
1 回当たり	事業対象者、要支援 1 1 月に全部で 4 回まで 324 単位	事業対象者・要支援 1 1 月に全部で 4 回まで <u>369 単位</u>	
	要支援 2 1 月に全部で 8 回まで 333 単位	事業対象者（※やむを得ない場合のみ）・ 要支援 2 1 月に全部で 8 回まで <u>379 単位</u>	

■ 事業対象者のやむを得ない場合のみの利用の考え方

事業対象者については、予防給付の要支援 1 の区分限度額を目安としているが、退院直後で集中的にサービス利用することにより自立支援につながると考えられるケース等、利用者の状態によって、要支援 2 の区分支給限度額を上限として利用できることとする。

○ 介護予防ケアマネジメント費

現行	改正後（R6.4～）	備考
介護予防ケアマネジメントA 438 単位	442 単位	改定あり

■ 加 算・減算の変更（主なもの）（※ 詳細は、サービスコード表を参照ください。）

○ 介護予防型訪問サービス

現行	改正後（R6.4～）	備考
—	口腔連携強化加算（1月に1回を限度） 50 単位加算	新設
—	高齡者虐待防止措置未実施減算 ・週1回程度の場合（1月につき） 12 単位減算 ・週2回程度の場合（1月につき） 23 単位減算 ・週2回超程度の場合（1月につき） 37 単位減算 ・1回当たり（12回まで）報酬の場合（1回につき） 3 単位減算 ・生活援助中心で20分以上45分未満の場合（1回につき） 2 単位減算 ・生活援助中心で45分以上の場合（1回につき） 2 単位減算 ・短時間の身体介護が中心の場合（1回につき） 2 単位減算	新設
同一建物減算 所定単位数の 90/100	同一建物減算1 （事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合） 所定単位数の10%減算	区 分 追 加
	同一建物減算2 （事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合） 所定単位数の15%減算	
	同一建物減算3 （同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合） 所定単位数の12%減算	

○ 介護予防型通所サービス

現行	改正後（R6.4～）	備考
—	送迎減算（事業所が送迎を行わない場合） 47 単位減算	新設
運動機能向上加算 225 単位加算	廃止	
事業所評価加算 120 単位加算	廃止	
選択的サービス 複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）480 単位（廃止） (2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）700 単位（廃止） ⇒ 一体的サービス提供加算 480 単位	改 定 あ り
—	高齡者虐待防止措置未実施減算 ・事業対象者、要支援1（1月当たり、週1回程度） 18 単位減算 ・事業対象者、要支援2（1月当たり、週2回程度） 36 単位減算 ・1回あたりの回数を定める場合（1回あたり） 4 単位減算	新設
—	業務継続計画未策定減算（※R7.4.1～適用） ・事業対象者、要支援1（1月当たり、週1回程度） 18 単位減算 ・事業対象者、要支援2（1月当たり、週2回程度） 36 単位減算 ・1回あたりの回数を定める場合（1回あたり） 4 単位減算	新設

○ 介護予防ケアマネジメント

現行	改定後（R6.4～）	備考
—	高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	新設
—	業務継続計画未策定減算（※R7.4.1～適用） 4単位減算	新設
—	高齢者虐待防止措置未実施減算＋業務継続計画未策定減算 （※R7.4.1～適用） 4単位減算＋4単位減算	新設